

不易と流行

理想の税制

「ユナイテッド・タックス」（統合税）の提言

ジヤパン・タックス・インスティチュート所長
中央大学法科大学院教授

森信茂樹

「時代を経ても変わらないもの」（不易）と
「時代とともに変化するもの」（流行）とが、
緊張関係のもとで調和してこそ新たな価値
が生まれ出される。
(松尾芭蕉)

理想の税制

いよいよ抜本的税制改革の議論が始まつたが、今回はやや距離を置いて、理想の税制とは何か考えてみたい。

理想の税制の要素を挙げると、われわれの経済活動に与えるマイナスの影響が最も少ない税制（効率的な税制）ということである。

はないだろうか。教科書的には、一人あたりいくらで税金をかける「人頭税」がもつとも人々の活動に影響を与えないとされる。しかし、あの強固なサッチャー政権でさえ、人頭税を導入したことから崩壊の道を転げ落ちた。それはこの税制の持つ、絶えがない「不公平さ」からであろう。つまり、理想的の税制には、効率性だけでなく、公平性も重要な要素ということになる。

では、国民の経済活動である消費、貯蓄、投資に対してゆがみが少なく、公平な税制とは何か。広く国民の経済活動を課税べしとし、課税が重複しない事、つまり二重課税、三重課税という事態が生じない税制といふことになる。

現行税制は、企業所得に対しても法人レベルで法人税を課し、株主に配当として分配した際には、配当所得として所得課税を

するので、いわゆる二重課税が生じる。個人が稼いだ所得税課税後の貯蓄から生じる結果にも利子所得税が課せられる。

法人レベルで考えると、借入金利子は経費として控除されるが、株式による資金調達のコストである配当は控除されないので、資本市場での資金調達より銀行借り入れが税制上有利ということになる。

そもそも所得を稼ぐとき所得税を取られているのに、消費するときに再び消費税として課税されるのは、不合理な氣もする。このような「ゆがみ」のない税制を考えてみた。

「ユナイテッド・タックス」(統合税)とは

米国のフラット・タックス(ホール・ラブシカ型)の提言と、それに対する所得分配上の批判を踏まえて、日本の事情を考慮に入れながら、個人・企業統合税「ユナイテッド・タックス」という税制を考えてみた。基本コンセプトはフラット・タックスと給付付き税額控除を合体させ、フラット・タックスの弱点である所得分配上の問題を克服したものである。

名称は、ユナイテッド・タックスと名づけたが、その由来は、消費税と所得税を「統合」し、さらに給付付き税額控除をも「統合」した税制ということである。

まず、所得税と消費税の統合税制である。経済が生み出す一年間の付加価値を課税ベースとし、個人段階と事業体(法人、個人事業)段階にわけて、それぞれを納税義務者とし「個人税」と「事業税」として、同率の税率で課税する。

「個人税」の課税ベースは、賃金・報酬で、受取配当・利子・賃料には課税しない。つまり、所得を受け取るときに一回課税になるだけである。また、年金については、フラット・タックスでは課税ベースに入っているが、ユナイテッド・タックスでは課税しない。その代り、企業段階での社会保険料控除は認めない。そして、納税者一人当たり七〇万円の人的控除を設ける。七〇万円というのは、家計調査からもつてきた平均的な基礎的生活費である。この結果、ある程度の累進構造をもつ。

「事業税」の課税ベースは、法人や個人事業等の事業体が生み出す付加価値から賃

金等を差し引いたものである。売上から仕入と設備投資と支払賃金を控除して計算する。専門的には、キャッシュフロー法人税と呼ばれている。

重要な点は、一年間に生み出された付加価値(人件費、利潤、利子、地代)を一回だけしか課税しないことで、これが現行税制との最大の相違点である。

以上のフラット・タックスのコンセプトに、所得分配上の問題を乗り越えるために、中・低所得者への大規模な給付付き税額控除を導入する。これは、逆進性対策であると同時に、勤労インセンティブ・児童育児支援のための給付付き税額控除(米国や英国で導入している、勤労税額控除、児童税額控除)と同じコンセプトに基づくものである。以上の三つをパッケージにしたのが、ユナイテッド・タックスである。

「ユナイテッド・タックス」(統合税)のメリット

ユナイテッド・タックスには、税制の原則である公平・中立・簡素の立場からさまざまなメリットがある。基本的には、フラッ

ト・タックスの長所を踏襲しつつ、短所を手直ししている。

第一に、公平性の向上、とりわけ水平的公平の達成である。具体的には、各種控除、租税特別措置が基本的に廃止されるので、課税ベースが飛躍的に広がり、水平的公平性が貫徹される。また、垂直的公平に対しても、給付付き税額控除の導入で、中低所得者への配慮が可能となる。つまり、中低所得者層に与えられる、逆進性対策ならびに勤労インセンティブ税制としての給付つき税額控除が、フラット・タックスの持つ欠点を大きく補うことになるのである。

次に、租税回避行為が減少するというメ

リットもある。減価償却と借入金の利子控除を活用し損失の先取りを人為的に行う租税回避（タックス・シェルター）がなくなる。現行税制のもとで可能な、事業所得とその他所得との損益通算もできなくなるので、所得分類の複雑な問題から解放される。事業形態においての、個人事業・法人間の相違がなくなるので、「法人なり」も相当程度抑制される（いわゆるクロヨンの問題はなくならない）。

第二に、税制の簡素化と納税コストの減少というメリットがある。具体的には、減価償却、キャピタルゲイン課税がなくなり、基礎控除以外の諸控除や租税特別措置はすべて廃止するので、税制は大幅に簡素化する。また、単一税制なので、所得の源泉徴収が簡単になる。もとともに、移行期の経過措置による複雑化は避けられない。

第三に、経済効果である。

まず、労働インセンティブの増加による生産性の向上、つまり、高所得者層は限界税率が引き下がり、低所得者層は勤労税額控除があるので、労働のインセンティブが増加する。

次に、貯蓄・投資の増加である。個人の金融所得が非課税なので、貯蓄が増加し、投資も促進され、生産性向上、経済成長につながる。株式譲渡益が非課税なので、株式市場が活性化される。

さらに、資金調達のゆがみの是正と企業行動の効率化がはかれる。利子は企業段階で課税されるので、企業の資金調達における借入金と株式発行の中立性が確保され、資金調達が効率化する。企業行動として、

もりのぶ しげき

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長、2006年9月から中央大学法科大学院教授。ジャパン・タックス・インスティチュート(<http://www.japantax.jp/>)所長。東京財団シニアフェロー。著書に、「日本が生まれ変わる税制改革」(中公新書)、「日本の税制」(PHP新書)、「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会)等。



多額の借入金をすることにより、利子を経費に算入し企業利益を圧縮しようという行動がなくなり、企業体质が強化される。

また、設備投資の促進効果がある。企業の設備投資は、即時に全額経費となり課税ベースから落ちるので、ハイテク産業のように、資本の陳腐化のスピードの速い分野では、競争力の向上に役に立つ。

加えて、課税ベースの拡大と資源配分の歪みの減少である。課税ベースが飛躍的に広がる事から、特定の産業、特定の投資(例えば住宅投資)に対する優遇措置が無くなり、資源配分のゆがみがなくなる。

最後に、これらの経済成長の効果を、税率(当面二〇%)の低減に反映させることができること

「ユナイテッド・タックス」の課題
このように多くのメリットが考えられるが、課題も少なくない。

第一に、所得分配の問題である。フラットな税率が所得分配について、高所得者層から中低所得者層に税負担をシフトさせる。

人的控除を設け、給付付き税額控除を組み合わせても、高所得者の負担軽減効果は大きい(次頁図1)。そのことのもたらす経済成長に与えるプラスの効果のほうが大きいということを訴える必要がある。また、金融所得を非課税にすることの所得分配上の問題、つまり金持ち優遇という批判を招きやすいという問題もある。これらは、税制の問題を超えて、政治問題化しやすい。

第二に、経済効果の問題である。所得に対する税負担が軽減され、税引き後の賃金が増加し、労働へのインセンティブが増加し、労働生産性が向上するという筋書きは、所得効果と代替効果の問題があり、必ずしも実証されていない。

第三に、移行期の問題である。移行過程では、得する人と損をする人が出てくる。住宅投資をして利子控除を受けている人、莫大な投資をしてこれから償却する企業(重厚長大産業)には大きな影響を及ぼす。移行過程に多くの暫定措置をつけなければ税制は大層複雑になる。

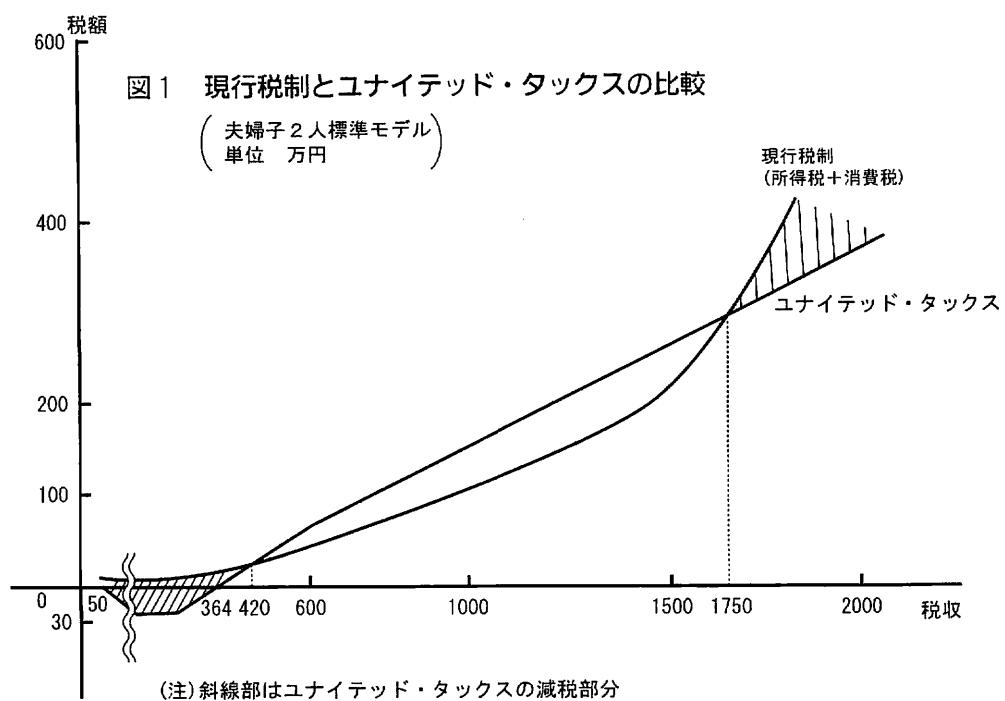
の所得をどう把握するのか等)があり、これを乗り越える必要がある。大規模な給付には、正確な所得捕捉や不正受給防止のための番号制度が不可欠だ。

具体的試算

実際に上記のような税制がどのような姿になるのか、税務統計や国民総所得統計を使つて、さまざま仮定を置いて試算してみよう。数値はすべて十八年度ベースである。(計算は東京財團の佐藤孝弘研究員による)

まず、個人税の課税ベースとなる給与総額を計算すると、民間給与総額一九五兆円、公務員給与総額三四兆円、合計二三九兆円となる。これに、一人当たり七〇万円の控除を設けるので、本人と扶養親族を合計した人数を乗じた五九兆円を控除すると、課税所得総額は一七〇兆円となる。これにフラット税率である二〇%をかけ個人税収は三四兆円となる。

次に、事業税のほうは、法人企業のキャッシュフローが五五兆円、個人事業が七兆円



で合計六兆円の課税ベースとなり、税率10%をかけると税収は一二兆円となる。

個人税と事業税の合計税収は、四六兆円(三四兆円+一一兆円)となり、十八年度三税(法人税・所得税・消費税)合計の四〇兆円を六兆円上回る。

そこで、この財源を使って給付付き税額控除を行う。この制度設計は、多様なものが考えられるが、たとえば、「所得五〇万円を超えるところから徐々に給付額を増加させ、所得が一五〇万円で給付額三〇万円の上限に達し、その後減少はじめ、所得六〇〇万円で消滅する」という制度(米国の勤労税額控除のような台形)を入れれば、おおよそ六兆円を使い切ることになる(図1参照)。

このような税制の結果、図1のようになり、表①のような対比ができる。

現行税制と比べると、ユナイ

テッド・タックス

所得が四二〇万

円になるまでは、

所得を得ようと

ティブが働くこ

とになる。また、

一七五〇万円を

超えるところで

も、限界税率が

大幅に低下する

ので、勤労イン

センティブが増

加する。他方で、

四二〇万円から

税になる。これ

を、経済に与える様々な望ましい効果(増

收効果)でどこまで縮小することができる

かという点が最大のポイントである。経済社会が低迷しているときに、このような税

表①

	現行税制	ユナイテッド・タックス
課税最低限 (夫婦、子二人)	325万円 (他に消費税負担あり)	364万円 (消費税負担なし、70万円×4=280万円と給付金税額控除により計算)
減税になる層	420万円以下と1750万円以上	
増税になる層	420万円から1750万円まで	